

被扶養者認定申請について

健康保険の被扶養者になれる条件は、**被保険者の収入で生計を維持されている三親等以内の親族の方**です。被保険者との続柄によって同居が条件の方、別居でも申請が可能な方がいらっしゃいます。健康保険の被扶養者に申請される方(被申請者)の収入や同居の有無、生計維持関係等についての確証をご提出いただき厳密な審査を受けていただきます。

まず、下記のフローチャートを参考にいただき、申請可能と判断された方は当健保ホームページの健康保険のしくみ<健康保険に加入する人<被扶養者認定に必要な書類をご確認のうえ、必要書類を添付して「被扶養者認定申請書」を御社人事部宛にご提出ください。

